

〔庭訓往來〕金色提○中 鐵輪以下進注文悉以借預者、可進使者者也、

〔庭訓往來諸抄大成扶翼〕貞云○伊勢貞 金色提、是又塗ずして金色のまゝなるを云、

〔宗五大草紙上〕公私御かよひの事

一提を持、くはへを仕事、提を右の手にてつるを取、左の手にてひさげのはたをそとか、へて、右のひざを立、左のひざをつきて可畏、ひつさげても持、又事により時宜によりてた、みにも置べし、酒を入候事、おほくは不可入候、但銚子に酒なくば可被入、銚子に提の口をあつべからず、さい越しにならば、さいのうちへ手を入、つきてくはへべし、又御酌の人さいのそとへ銚子を出て、是もさいの外に手を付てくはふべし、總じては座敷の中程へ出合候てくはへ候、但御酌貴人なれば、ふかくと参りてくはへ候、又くはへ貴人にて候へば、御酌ふかくと御出候て、くはへられ候が能候、又くはへ候やう、右の手にてはつるを取、左の手にて提のはたをそとか、へてくはへ候、立候事は御酌の人立候て後に立たるが能候、おなじ様に立たるはわろく候事、又永正十八年四月比、かりそめに上洛の時、色々の事故、勢州○伊勢 へ尋申候時、くはへの事、常には銚子のわたりの左へくはへ候、慈照院殿○足利 被仰候しは、左へくはへ候て、其酒を入きらで、わたりの上をこし、右へ可入よし、たしかに被仰候つるよし、物語候し、

〔宇治拾遺物語一〕このしうとの小藤太此聳の君つれぐにておはすらん、さかな折敷にすへてもちて、いまかた手に提に酒を入れて、ゑんよりいらんは、人見つべしと思て、おくの方よりさりげなくともて行に、○下

〔増鏡老の波〕院のぼり給ひて、御したうづなどなをさる、ほどに、女房別當の君、○中 ちろかねの御さかづき柳筥にするて、おなじひさげにて柿びたしまゐらすれば、はかなき御たはむれなどの給ふ、